

第3章 東南アジアの執政制度と司法制度

川村 晃一

要約：

本章は、東南アジアの5カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）における執政制度および司法制度の実態を概観するとともに、東南アジア諸国におけるこれら2つの制度を分析対象としている既存研究をレビューすることを目的とする。比較政治学における制度論の知見を本格的に援用した東南アジア諸国の分析はまだおこなわれていない。今後は、執政制度と政策決定過程の関係や、司法の独立性と違憲審査権が政治過程に与える影響といった点を対象とした比較分析をおこなっていくことが必要であろう。

キーワード：東南アジア、執政制度、司法制度

はじめに

本章は、東南アジア諸国連合（ASEAN）原加盟国5カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ。以下では、とくに断りのないかぎりこれら諸国を「東南アジア諸国」と呼ぶ）における執政制度および司法制度の実態を概観するとともに、東南アジア諸国におけるこれら2つの制度を分析対象としている既存研究をレビューすることを目的とする。

執政制度とは、大統領や首相といった行政部門のトップ、つまり執政長官を選出する仕組みや、執政長官と立法府たる議会との関係を規定する制度を指す¹。民主主義体制における執政制度は、大統領制、議院内閣制、そして半大統領制に分けられる。これら3つのタイプの執政制度を区別する基準は、執政長官が①誰に選ばれるのかと、②誰によって解任

¹ 本章では、行政部門のトップを指す言葉として「執政長官」を使う。また、行政部門を含む政治のトップ・リーダーシップを行使する部門を「執政部門」もしくは「執政府」(executive branch)と呼ぶ。これまで一般的に使われてきた「行政府(部門)」は、政治的決定を単に執行する機関を指しており、「それ自体が国民の代理人として意思決定をおこなう政治的主体」である執政とは区別される必要があるからである（建林他 2008, 104）。

されるのか（誰に対して責任を負っているのか）の 2 点である（建林他 2008, 104）。このような観点から、それぞれの執政制度を定義すると次のようになる（Shugart 2006 348-349）。

まず、議院内閣制とは、次の 2 点を満たしている執政制度である。

①首相および内閣からなる執政部が議会から選ばれる。

②執政部は、議会多数派の投票による「不信任」によって常に解任されうる。

つまり、議院内閣制における執政部は議会多数派により選出され、これに責任を負う。その意味で、執政部と議会の関係は、執政部が議会に従属する垂直的（hierarchical）なものとなる。

次に、大統領制は、次の 3 点を満たしている執政制度である。

①国民の投票によって選ばれた「執政長官」が執政部を率いる。

②執政長官と議会の任期は固定されており、互いの信任に依存しない。

③大統領が内閣を指名および指揮し、憲法において立法権限を付与されている。

大統領制では、執政部と議会の起源と存続が分離していることが特徴である。さらに、大統領は単に政治的決定を執行するだけでなく、一定の立法権限も与えられている。その意味で、執政部と議会の関係は、取引的（transactional）なものである。

半大統領制は、次の 3 点を満たしている執政制度である。

①大統領は、国民の投票によって選ばれる。

②大統領は、憲法において一定の権限を有する。

③議会多数派の信任に依存する首相および内閣が存在する。

半大統領制においては、国民から直接選ばれ、かつ一定の立法権限をもつ大統領と、議会の信任に依存する首相が執政権を分有している。そのため、大統領の支持基盤と議会多数派が同じ場合は、大統領、首相、議会の間で協力関係が容易に成立するが、大統領の支持基盤と議会多数派が異なる場合は、政治的基盤や政治的志向の異なる大統領と首相が執政権を分有することになり（いわゆるコアビタシオン＝共存）、独特の政治が展開されることになる。つまり、半大統領制とは、議院内閣制と大統領制の中間的な執政制度ではなく、独自のメカニズムをもつ執政制度と考えられるべきである（建林他 2008, 107-108）。

以上のように、執政制度は主に 3 つの型に分類できるが、近年はそれぞれの種類のなかのバリエーションにも注目する研究が出てきている。いずれにせよ、これらの執政制度の違いが政治体制の安定性や政策過程、政策選択などにどのような影響を与えるのかというのが制度研究における焦点である。

一方、司法制度とは、司法府の機関である「裁判所のあり方を規定するルール」である（建林他 2008, 238）。これまでは、裁判所はもっぱら法律学によって研究の対象として取り上げられてきたが、最近になって裁判所の行動や決定が政治過程に与える影響が注目されるようになってきた。とくに、裁判所が議会や執政部といった他の政治制度からどの程度独立性を保持しており、その違いが政治体制のあり方にどのような影響を与えるのかと

いう点や、裁判所のもつ違憲審査権が政治過程にどのような影響を及ぼすのかという点が重要な分析の対象となりつつある。

本章では、まず、東南アジア諸国における執政制度の概要を整理する。次に、東南アジア諸国における司法制度の概要を整理する。そのうえで、既存の研究で東南アジア諸国の執政制度や司法制度がどのように取り上げられてきたのかをレビューする。最後に、今後の東南アジア諸国の執政制度および司法制度の研究の方向性を考える。

第1節 東南アジア諸国の執政制度

東南アジア諸国の執政制度を分類すると、インドネシアとフィリピンが大統領制を採用し、タイ、マレーシア、シンガポールが議院内閣制を採用している。ただし、シンガポールを半大統領制に分類する研究もある（たとえば、Elgie [2005]）。シンガポールの大統領は国民の直接投票によって選出され、かつ議会での予算審議において予算額の上限を設定できるという立法権限をもっている。しかし、粕谷（2010, 6）が指摘するように、この権限は他の半大統領制における大統領がもつ権限に比べると弱いものであり、ここではシンガポールを議院内閣制に分類する。

以下では、各国の執政制度をそれぞれ概観してみる。なお、これらの諸国では体制変動がしばしば発生しており、執政制度についても大きな変化を経験している国が少なくないが、体制変動を経験していないマレーシアとシンガポールを除き、基本的には 1980～90 年代に起こった民主化以降の執政制度を分析の対象とする。

1. インドネシア

インドネシアの執政制度は、大統領制である。現行の執政制度は、1998 年の民主化後に 4 次わたって実施された憲法改正を経て、2004 年から運用されているものである。それは、三権分立制を採用した純粋な大統領制に近い制度である。執政権を掌握する大統領は、国民による直接選挙で選出され、任期は 5 年である。これに対して、立法府は、比例代表制によって選出される国民議会（DPR）と各州から総選挙で 4 人ずつ選出された議員で構成される地方代表議会（DPD）からなり、2 院の協議フォーラムとして国民協議会（MPR）が設置されている。

大統領は、5 年に 1 度実施される国民議会・地方代表議会総選挙と同じ年に、国民による直接選挙で選出される。大統領選挙の立候補者は、必ず国民議会に一定比率の議席を有する政党（もしくは政党の連合）が擁立しなければならず、無所属の立候補は認められていない。大統領選挙は、全国を 1 区とし、過半数を得票した正副大統領候補者が当選する。ただし、第 1 回投票で過半数を獲得する候補者がいなかった場合には、上位 2 人が決

選投票に進む。当選した大統領は、1回のみ再選されることができる。

他方、大統領の弾劾手続きは、次のように定められている。まず、汚職や法律違反など大統領の適格性に疑義が生じたと国民議会が判断した場合、3分の2の賛成をもって国民議会の弾劾要請を憲法裁判所に送付する。憲法裁判所がこれを審理し、その要請を妥当だと認めた場合国民協議会が開催され、その3分の2が弾劾に賛成した場合大統領は罷免される。逆に、大統領に議会の解散権はない。

民主化後の憲法に規定されている大統領の立法権限は、それほど強いとは言えない。大統領は、国民議会に法案を提出する権限を有するが、民主化以前に与えられていた拒否権は廃止された。国民議会で可決された法律は、たとえ大統領が認証しない場合でも、法案可決から30日以上経つと自動的に法律として発効する。

ただし、大統領は国民議会での法案の審議に参加することができる。しかも、「すべての法律案は、国民議会と大統領がこれを審議し、双方の承認を得る」となっているように、法案が国会で承認されるためには、審議段階で大統領の同意が必要になる。インドネシアの法案審議においては、議会側の意見がまとまったとしても、大統領の同意が得られない限り、法案を本会議での最終的な採決の議事に上げることはできない。大統領の同意は、議会で法案が可決される前提として必要とされるのである。つまり、法案が議会での審議を通過するということは、その時点で大統領が当該法案に同意しているということを通常は意味する。大統領がその法案に不満であれば、そもそもその法案が議会で可決されることはない。そして、議会と大統領双方の同意が得られなければ、その法案は廃案扱いとなり、同じ法案を同じ会期中の国民議会に上程することはできなくなる。その意味で、インドネシアの大統領は、大統領制の国で通常与えられている議会通過後の法律に対する拒否権は有していないが、議会通過前の審議段階での拒否権を有していると言える。憲法条文上は明記されていないが、インドネシアの大統領も、実質的な意味での拒否権を有しているのである。

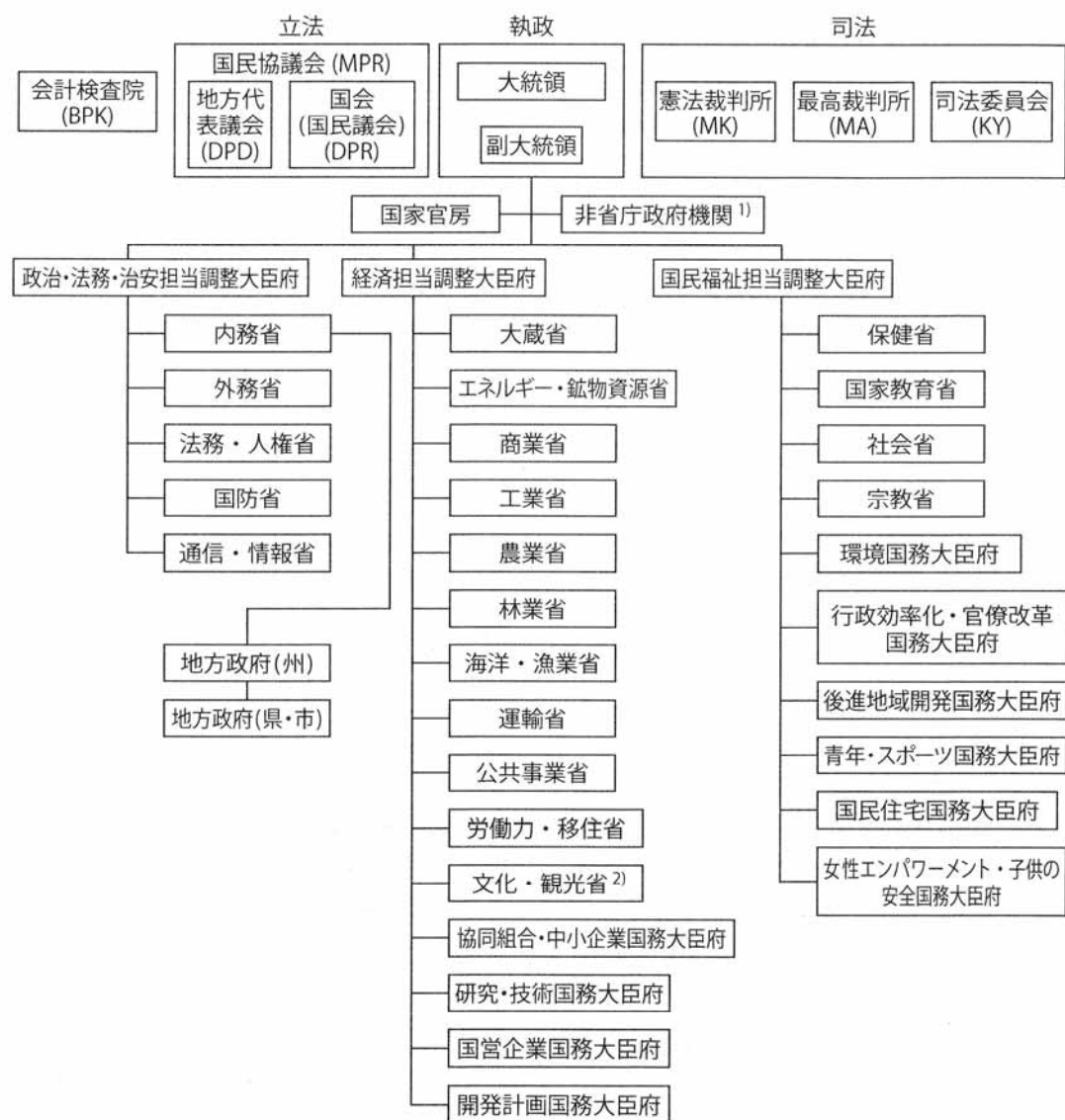
また、大統領は、立法過程を経ないで制定される国法としての大統領令（presidential decree）にあたる「法律代行政令」を制定することができる。ただし、この法律代行政令は、制定後の会期で国民議会によって法律化されなければならない。ただし、法律代行政令の制定の要件である「緊急の場合」に何が含まれるのかという点はどこにも規定されておらず、大統領の判断に委ねられている。

議会による国家予算案の修正制限や、国民投票の発議権は、インドネシアの大統領には認められていない。大統領は、国家予算を提案する権限は有しているが、審議プロセスはほかの法案と同様、議会とともに審議する。予算案が議会の同意を得られなかった場合は、前年度の国家予算が執行される。国民投票については、そもそも憲法に規定がない。

このほか、外交使臣の任命、恩赦の決定、中央銀行や選挙管理委員会といった独立行政機関の委員の任命などにおいては、国民議会の同意もしくは国民議会との事前協議が必要

である。

図 1. インドネシアの政治制度



(出所) 川村晃一・東方孝之「2009年のインドネシアーユドヨノ第2期政権の誕生と試練ー」『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、2010年、384ページ。

このように、インドネシアの大統領は、立法権限という点ではそれほど多くの力を持っているわけではない。他方、大統領は議会での法案審議のプロセスに深く関与し、法案可決の鍵を握っている。大統領の持つ「実質的な拒否権」は、議会が大統領の選好ではない政策を立法化することを事前に阻止できるという点で大統領の影響力を高める効果を持つ。

その意味で、立法過程における大統領は、議会よりも優位な立場にいないわけでもないが、決して議会に従属的な立場におかれているわけでもないと言えるだろう（川村 2010）。ただし、アジアで大統領制を採用している 9 カ国を比較して各国の大統領の「強さ」を比較した粕谷（2010）は、インドネシアを最も「弱い」大統領制の国に分類している（粕谷 2010, 9-16）²。

2. フィリピン

フィリピンの執政制度は、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）の植民地支配を受けていたという歴史的経緯から、厳格な権力分立を規定した大統領制を採用している。現在の大統領制は、1986 年の民主化（エドサ革命）の後に制定された 1987 年憲法で規定されている。大統領は全国区で選出され、相対多数を獲得した候補者が当選する。大統領の任期は 6 年で、再選は禁止されている。他方、大統領の弾劾は、下院議員の 3 分の 1 以上による発議で開始され、上院での弾劾公判手続きに入る。大統領に対する弾劾裁判では最高裁判所長官が議長を務めるが、議長は評決に参加できず、実質的には裁判官役を務める上院議員が審理を進める。この時、下院議員（投票で選出される 11 人）は検察官役を務める。弾劾裁判では、全上院議員の 3 分の 2 以上が賛成することで弾劾が成立する（村山 2003, 108-109）³。

憲法上、フィリピンの大統領は、とくに予算策定・実施過程において強い権限をもっている（川中 2010, 67-71）。大統領は予算案を提出する権限を有しており、これに対して、議会は提案された予算案の総額を超える修正をすることはできないとされている。また、議会在可決した予算案（一般歳出法）に対して、大統領は全体拒否権を付与されている。さらに、個々の項目についても個別に拒否権を発動することができる部分的拒否権も付与されている。また、予算案のなかの債務関連支出について議会は修正を加えることはできないなど、資金配分の決定においても大統領は有利な立場にある。政策の実施においては、制定法の委任を受けて、大統領は行政命令（executive order）などの実施規則を制定することができる。一方、一般的な法律制定については、大統領に法律提出権はなく⁴、部分的拒否権の行使も認められていないなど⁵、大統領の権限はそれほど強くない。また、国民投票

² ここでいう大統領の「強さ」とは、大統領が政策課題を立法化できる程度を指している。

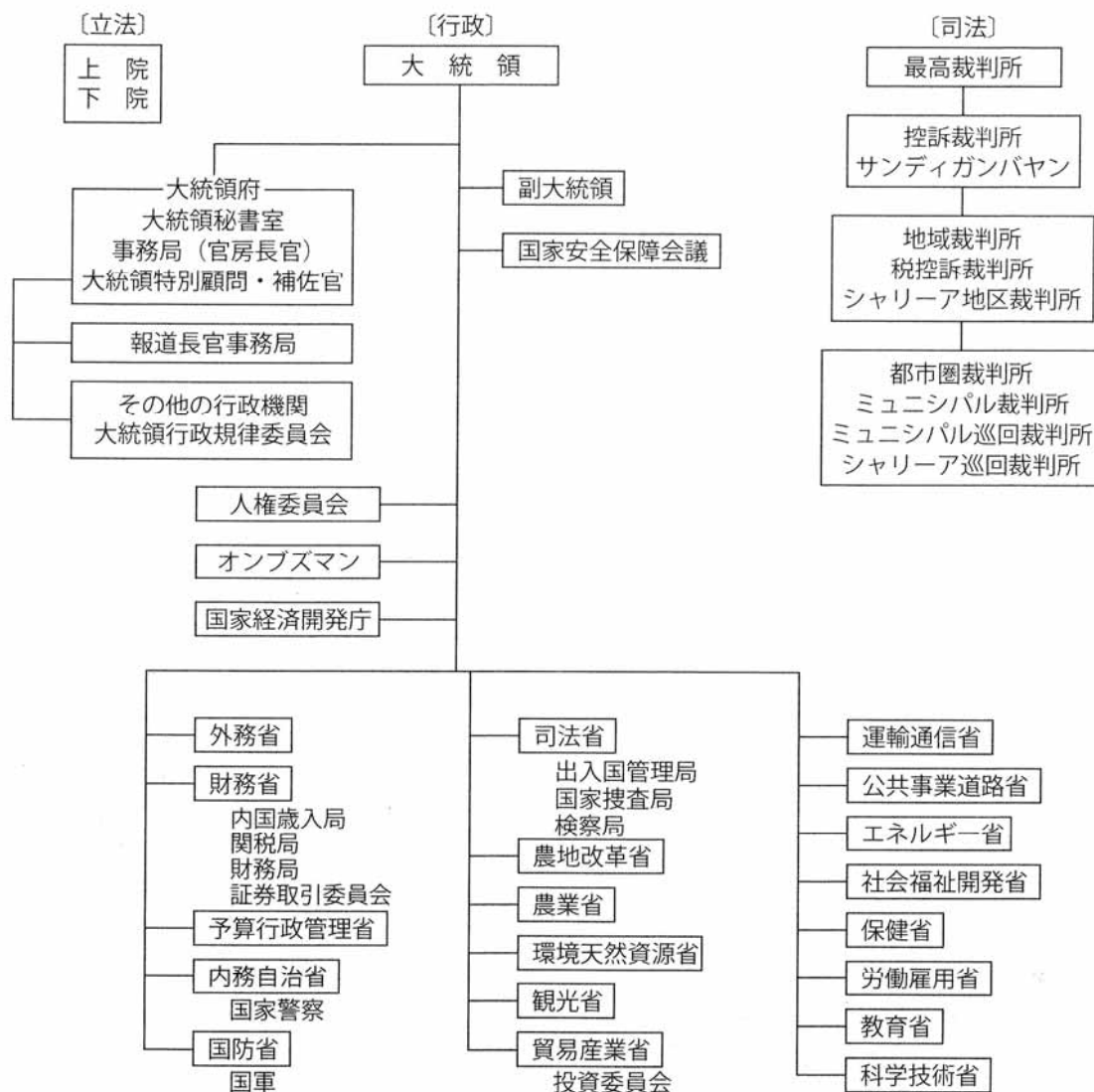
³ フィリピンの弾劾裁判所は、2000 年 11 月にエストラダ大統領の不正を追究するために設置されたのが初めてである。しかし、実際には弾劾裁判は判決を出す前に中断し、最終的には大衆行動によってエストラダ大統領は辞任した。エストラダ辞任に至る弾劾裁判所の設置の経緯については、村山（2003, 113-117）を参照。

⁴ ただし、大統領は、関係の近い議員に法律を提案させ、それを行政優先法案（administration certified bill）に指定し、早期に成立させるよう議会に推奨することができる（川中 2010, 70）。

⁵ ただし、大統領には全体的拒否権が認められている。しかし、大統領の全体的拒否権は、議会の 3 分の 2 の賛成によってオーバー・ライドすることができる。

や議会解散権についても、フィリピンの大統領は付与されていない。

図 2. フィリピンの政治制度



(出所) 鈴木有理佳「2009 年のフィリピンー総選挙に向けて動くー」『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、2010 年、304 ページ。

なお、大統領制を比較分析した既存研究では、フィリピンの大統領は、その立法権限が比較的強いと分類されている。たとえば、シュガートとハガードの研究では、対象となった 23 カ国のなかでフィリピンは 9～11 位に位置づけられているし (Shugart and Haggard 2001, 80)、アジアの大統領制を比較研究した粕谷は、9 カ国中 3 位にフィリピンを位置づけている (粕谷 2010, 9-16)。

3. タイ

植民地支配を経験しなかったタイでは、1932年の立憲革命を経て絶対王政から立憲君主制へと移行していったが、その後も軍によるクーデターが頻繁に起こり、そのたびに憲法が改正された。本章では、1990年代の民主化運動の成果である1997年憲法で規定された執政制度を主な分析の対象とし、2006年のクーデター後に制定された2007年憲法については適宜触れることとする。

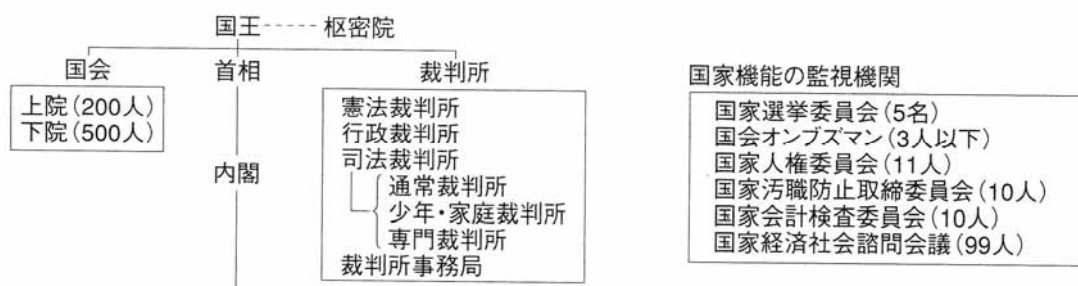
1932年以降に制定された憲法の数はいくつあるが、執政制度としては常に議院内閣制が採用されてきた。首相には、下院議員選挙の結果第1党となった政党の党首が就任するのが通例である。しかし、第1党の党首が院内での連立工作を経て首相に就任するようになったのは、1992年に1991年憲法が改正され、首相は民選議員でなければならないと規定されるようになってからである。タイで採用されてきた過去の憲法18のうち、首相が民選議員でなければならないと規定したのは、1974年憲法、1991年改正憲法（1992年）、1997年憲法、そして2007年憲法の4つである（玉田 2010, 227）。これ以外の憲法では、非民選議員でも首相に就任することができ、それが軍事政権を樹立を可能にしていた。

1990年代の民主化期のタイにおける執政制度に関しては、多党が分立する議会と、組織的な凝集性が低く、弱体な政党システムを背景に、政権が頻繁に入れ替わる状態をいかに変えるかが政治改革の焦点であった。1991年憲法の下では、常に多数の政党による連立政権の樹立が強いられたうえ、連立政権内の凝集性が低かったために議会では頻繁に不信任決議が採択され、首相は国会の解散に追い込まれた。しかも、国会解散後の選挙では必ず第1党が敗北を喫した（玉田 2010, 230）。そのため、首相は連立政権の維持に専念せざるをえなかった。そこで、議員の権力を制限し、首相が強い指導力を発揮できるような制度作りが目指されることになったのである。

1997年憲法では、政権の安定と強い指導力をもった首相を生み出すべく制度改革が実施された。選挙制度を中選挙区から小選挙区比例代表並立制に変更するとともに、議員の党籍変更を禁止、小選挙区選出議員の首相・閣僚就任を禁止、また議員と閣僚の兼務を禁止とするなど、首相の指導力強化を目指した改革が憲法に盛り込まれた。上院についても、議員を官選から民選とするとともに、議員の政党所属を禁止した。その結果として、タイ政治史上初めて議会の過半数を獲得したタイラックタイ党（TRT）が躍進し、TRTを率いるタクシン首相が誕生したのであった。玉田は、この1990年代のタイ首相の変化をサルトーリの分類にしたがって、「同輩者中の第一人者」から「非同輩者の上に立つ第一人者」へと変化したと分析している（玉田 2008, 21）⁶。

⁶ サルトーリは、議院内閣制における首相と閣僚の関係を3つに分類している。つまり、通常の議院内閣制で観察されるように、首相は閣僚の任命で制約を受けており、閣僚を十分に統制できない第1のタイプ（同輩者中の第一人者）、議会の不信任投票だけでは罷免されず、閣僚

図 3. タイの政治制度（1997 年憲法）

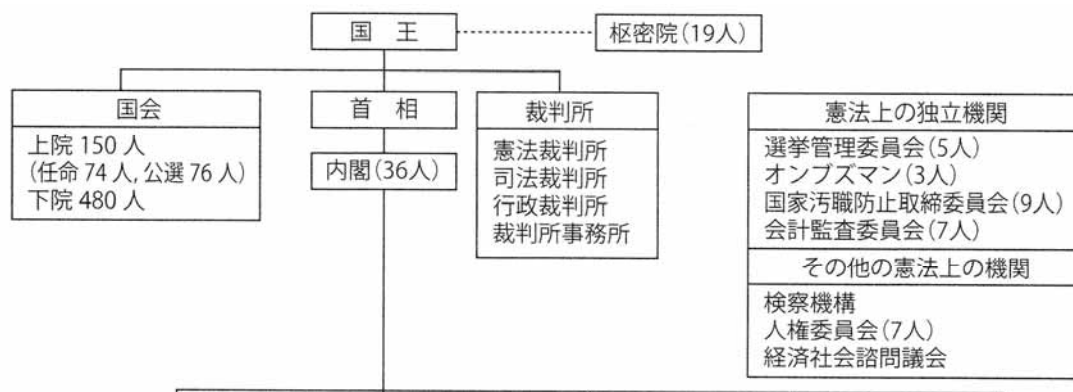


（出所）船津鶴代「2005 年のタイー2 期目のタクシン政権 勝利から一転、不安定化する政局ー」『アジア動向年報 2006』アジア経済研究所、2006 年、306 ページ。

しかし、1997 年憲法の採用で目指された強い首相の誕生が、今度は野党や都市部の住民を中心とする反タクシン運動の発生につながっていった。最終的には、軍によるクーデターという非民主的手段によって、タクシン首相は追放される。タクシン追放後に制定された 2007 年憲法では、10 年前とは逆に、執政府の権力を削減する方向で改革がおこなわれた（玉田 2010, 236）。選挙制度は再び小選挙区制から中選挙区制に戻され、上院の議員も半数を官選に戻された。首相の任期が 8 年に制限されるとともに、議会による不信任案提出のための定足数が下院議員の 5 分の 1 に引き下げられた。また、小選挙区選出議員の入閣も再び可能とされた。さらに、政権による裁量の余地を狭めることを企図して、予算案を含め、国の基本政策の詳細までが憲法で規定された。

図 4. タイの政治制度（2007 年憲法）

が交代しても首相は職にとどまれる第 2 のタイプ（非同輩者中の第一人者）、そして、与党議員の投票によって辞任に追い込まれることはなく、自由に閣僚を任免できる最高執行者である第 3 のタイプ（非同輩者の上に立つ第一人者）である（サルトーリ 2000, 16）。



(出所) 重富真一「2009 年のタイー攻守交代で続く政治対立と社会に漂う不安感」『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、2010 年、276 ページ。

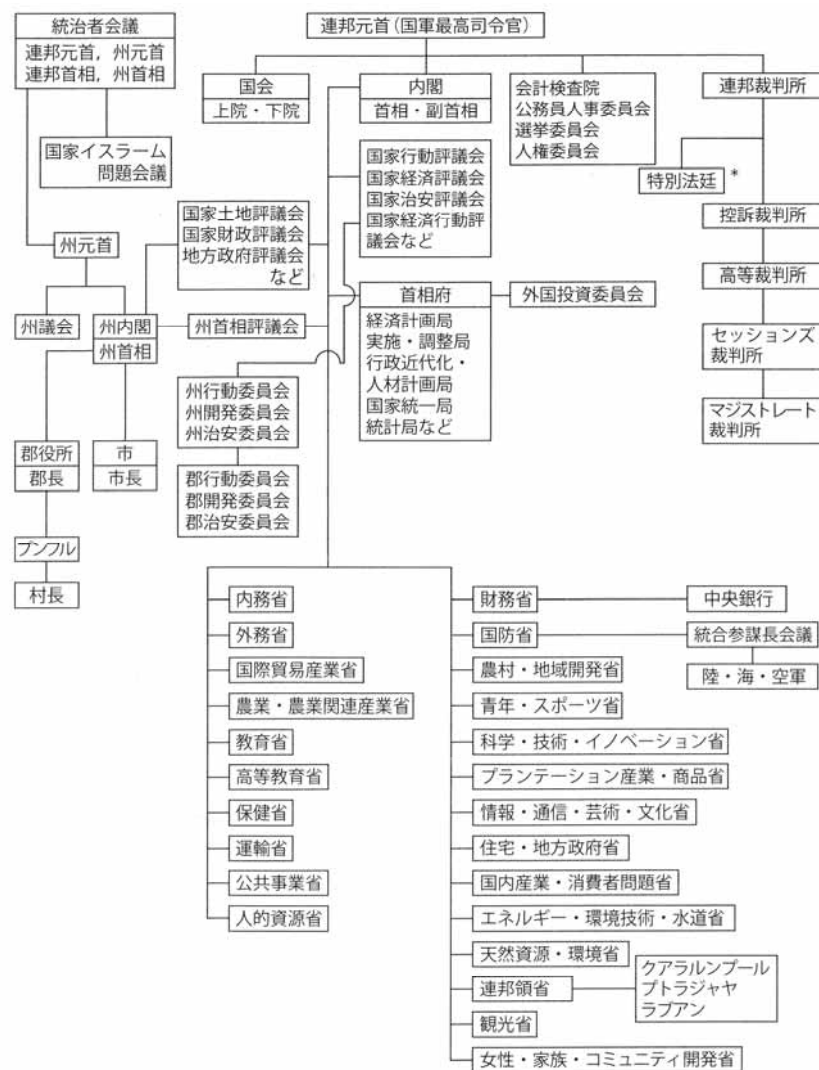
議会は、下院優位の二院制を採用している。下院にはすべての法案の先議権があり、上院が下院を通過した法案を否決した場合は、下院が再可決することによって当該法案は成立する。また、上院が下院を通過した法案に修正を加えた場合は、両院合同委員会での審議に付され、ここで上院による修正が承認されなければ継続審議扱いとなる(今泉 2009)。

4. マレーシア

マレーシアの執政制度は、植民地宗主国イギリスの議会制をモデルに、議院内閣制を採用している。首相は、下院議員のなかから国王によって任命される。議会は上院と下院からなる二院制であるが、明確な下院優位の「弱い二院制」である。上院には下院提出法案に対する拒否権がなく、上院提出法案には下院の同意が必要である(岩崎 1998, 139)。議会では、独立以降常に統一マレー人国民組織(UMNO)、マレーシア華人協会(MCA)、マレーシア・インド人会議(MIC)の連立政権(連合党、または国民戦線)が過半数を確保しており、首相についても一貫してマレー人政党の UMNO の総裁が就任してきた。

なお、マレーシアの政体は立憲君主制で、9 つの州のスルタンが輪番で就任する国王が国家元首を務める。国王は議会の法案同意権をもつが、仮に国王が議会の法案に同意しない場合でも 15 日後には同意したとみなされるなど、実質的な権限はもたない。

図 5. マレーシアの政治制度

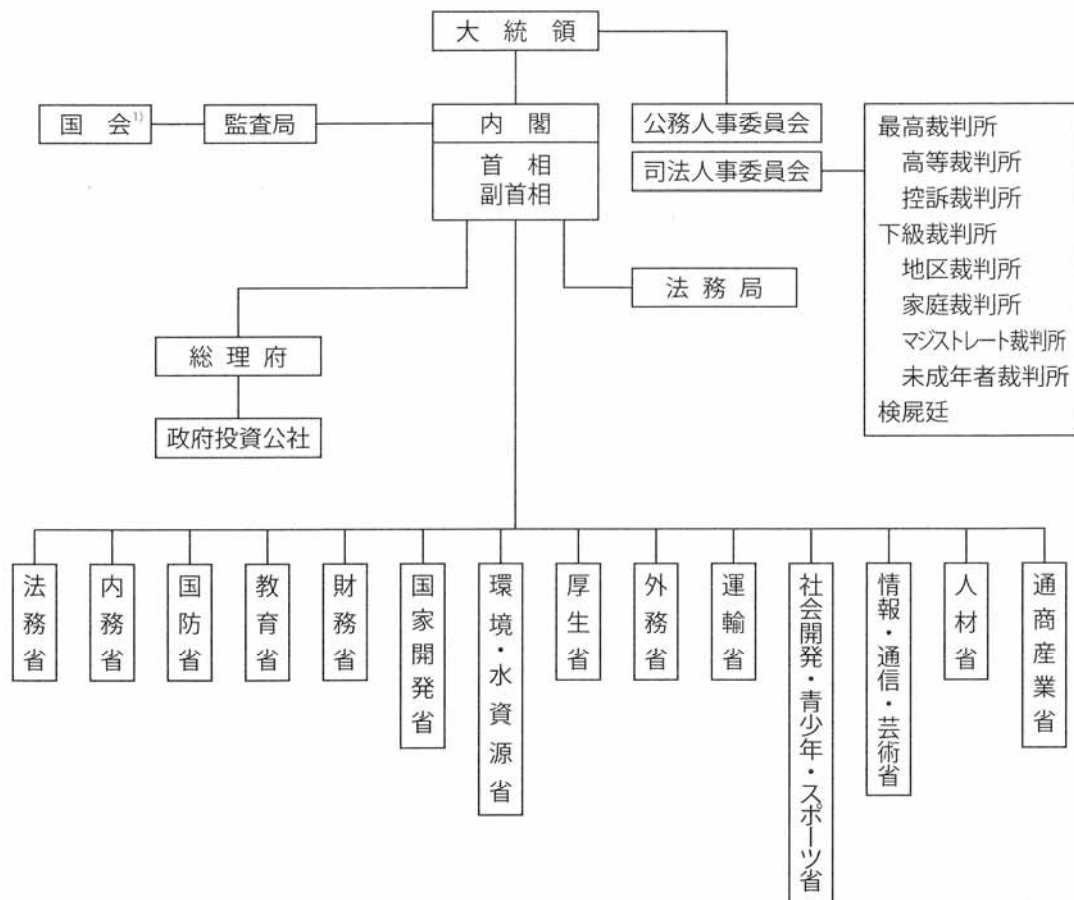


(出所) 中村正志「2009 年のマレーシアー首相交代で与党の世代交代が進むー」『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、2010 年、329 ページ。

5. シンガポール

シンガポールの執政制度も、議院内閣制である。一院制の国会が首相を選出するが、人民行動党（PAP）が国会議席をほぼ独占しており、独立以降の政権を担当し続けている。なお、シンガポールの国家元首は大統領で、1993 年の憲法改正で大統領権限の強化と国民による直接投票制に変更されたが、大統領は複合社会の象徴的ポストの意味合いが強く、名目的な存在である（岩崎 1998, 124）。

図 6. シンガポールの政治制度



(出所) 佐藤考一「2009 年のシンガポールの未曾有の経済危機と海賊・テロの脅威に立ち向かうシンガポール」『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、2010 年、356 ページ。

第 2 節 東南アジア諸国の司法制度

東南アジアの司法制度は、植民地期の法体系の影響が司法制度の選択に如実に表れている。大陸法の影響が強かったタイとインドネシアでは、民主化後に憲法裁判所が導入された。これら 2 カ国の憲法裁判所は、ドイツ、そしてそれを参考にして設置された韓国などの憲法裁判所をモデルにして設置された。一方、英米法の影響が強かったフィリピン、マレーシア、シンガポールでは、最高裁判所が違憲審査権を行使する。

以下では、各国の司法制度をそれぞれ概観する。なお、人民行動党による一党優位体制の下で強固な開発体制が維持されているシンガポールについては、これまで司法府が政治的な役割をほとんど果たしてこなかったことから、本章においては取り上げない。

1. インドネシア

インドネシアの司法府は、通常裁判を管轄する最高裁判所と憲法裁判所から構成されている。第3次・第4次憲法改正によって2003年に新たに設立された憲法裁判所は、違憲審査権を有するだけでなく、国家機関の間で権限に関する争いがあった場合に司法判断を下し（機関訴訟）、選挙結果の合法性の判断や政党の解散などを決定するなど、高度に政治的な決定をおこなう権限をもつ。憲法裁判所の裁判官は、大統領、議会、および最高裁判所がそれぞれ3人ずつ任命する。憲法裁判所長官は、その9人の裁判官による互選で決められる。憲法裁判所には個人が提訴することができ、抽象的な法律の審査も受け付けていることから、毎年多くの審査請求が提出されている。これに対して、憲法裁判所も独立した立場から積極的に判決を出しており、執政府と立法府の監視役として高い評価を獲得している。その一方で、違憲判決の乱発に対しては、とくに執政府や立法府から反発する声もあがっている。なお、法律より下位に位置する政令や大統領令などが上位法に抵触していないかを判断する権限は、最高裁判所に与えられている。

設置後の憲法裁判所は、非常に積極的にその権限を行使している。2003年からのわずか5年半ほどの間にすでに357件の提訴を憲法裁判所は受理しており、違憲審査請求だけでも毎年30前後の提訴を受け付けている（表1参照）。また、憲法裁判所は、執政府や立法府の意向に左右されることなく、独自の憲法判断にもとづいて積極的に違憲判決を出している。2009年7月までに憲法裁判所から出された違憲判決は、50を数える。なかにはテロ対策や、汚職問題、過去の人権侵害事件の真相追及といった政府が取り組んでいる政治的課題と深く関わる法律に対して違憲判決が出されたり（川村・佐藤 2007, 397-398）、政府が進める自由化政策などの経済政策に歯止めをかけるような違憲判決が出されたりしている。このような積極的な憲法裁判所の行動に対しては、「行き過ぎ」との批判が執政府や立法府から出されている。

民主化後、司法府の独立性を確保する制度変更もおこなわれた。司法権の独立性を確保するため、それまでバラバラに管轄されていた通常裁判所、軍事裁判所、行政裁判所、宗教裁判所のすべての領域の最上位に最高裁判所が位置することが、憲法改正によって新たに規定された。また、行政による恣意的な裁判官の任命によって司法権が蹂躪された経験から、最高裁判所の裁判官を任命する独立した機関として、司法委員会が新たに設置された。

表 1. インドネシアの憲法裁判所の活動(2003～2009年7月23日)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
提訴受理件数	24	73	26	31	32	66	105
(うち違憲審査請求件数)	24	27	25	27	30	36	36
判決数	4	82	27	32	29	56	105
(うち違憲審査判決数)	4	35	28	29	27	34	26
違憲判決数	0	11	10	8	4	10	7

(出所) Mahkamah Konstitusi Republik Indonesia (2008) から筆者作成。

2. フィリピン

アメリカの司法制度を移植したフィリピンでは、最高裁判所が司法府の最上位に位置し、下級裁判所の行政監督権を有する。最高裁判所は、長官と 14 人の判事からなる。裁判官の任命にあたっては、最高裁長官、司法長官、上下両院代表、法曹界代表などから構成される法曹協議会 (Judicial and Bar Council) が提出する 3 人以上の候補者名簿から大統領が任命する。法曹協議会は、大統領が司法府の人事に影響を及ぼすことを緩和しようと設置されたものである (内田 2003, 178)。また、1987 年憲法では司法府の財政自立権が明記され、議会は司法府関連の予算を前年度から削減することができなくなった。これらの規定は、司法府が執政府による介入に抗することができなかったというマルコス体制期の反省から、人事や予算面での自律性を通じて司法府の独立性を確保しようと設けられたものである。

さらに、民主化後に制定された 1987 年憲法では、最高裁判所が違憲審査権を行使しやすいようにその要件が緩和された (内田 2003, 178-179)。マルコス体制の下では、最高裁判所は、人権侵害事件などを「政治問題だ」として司法判断を回避した。それが、結果的には権威主義体制の成立と持続を許したという反省から、権利関係に関わる問題の解決と政府機関による権限乱用の問題は司法判断可能なものであり、憲法上明確な法的根拠がないかぎり司法判断を回避できないという規定が新たに設けられた。さらに、裁判所自身も原告適格の範囲を広く解釈し、訴訟の間口を広げるようになった (知花 2005, 152)。

こうして、民主化とともに司法権の独立性と権限が強化されたことをうけ、裁判所に対する違憲審査請求が増えた。また、最高裁判所自身も、国家機関間の権限訴訟や選挙関連の訴訟といった問題に対して司法判断を下すようになっただけでなく、政府が進める自由化・民営化といった経済政策や議会の立法行為に対しても司法判断を下すことが増えた (内田 2003; 知花 2005)。このような新しい裁判所の行動は、「司法権の範囲を踏み越え、『司法積極主義』に陥っている」との批判さえ呼ぶようになった (内田 2003, 179-180)。

3. タイ

タイでは、通常裁判の終審裁判所である最高裁判所と、憲法裁判機関である憲法裁判所が設置されている。タイにおける憲法裁判機関は 1946 年憲法の下で設置された憲法裁判委員会にまで遡ることができるものであるが、本格的な憲法裁判所は 1997 年憲法によって設置されたものである（今泉 2003, 205-220）。憲法裁判所は、法案や緊急勅令の合憲性を判断する権限とともに、政党の解散命令を下す権限をもつ。ただし、タイの憲法裁判所は、個人による直接の申立てを受理することはできず、基本的に議会議員や首相に違憲審査の請求権が与えられている。

憲法裁判所は、長官と 14 人の裁判官によって構成されている。裁判官は、最高裁判所から選出される 5 人の最高裁判事、最高行政裁判所から選出される 2 人の最高行政裁判所判事、および法律学の有識者 5 人と政治学の有識者 3 人である。憲法裁判所の裁判官は、上院の助言にもとづき国王によって任命される（今泉 2003, 222）。

タイの憲法裁判所にも、民主化後に多くの違憲審査請求がなされるようになった（表 2 参照）。タイの場合は、個人の提訴権が認められていないため、提訴の主体は野党や上院の議員たちである。彼らは、議会で可決された法案が国王の裁可を受ける前に、当該法案の合憲性の審査を憲法裁判所に求める。アジア通貨危機直後の時期には IMF 支援の下で課された融資条件（コンディショナリティ）にしたがって策定された法案に反対する野党や上院議員らが憲法裁判所に違憲審査を請求する動きが目立った。強い首相・タックシンが出現した後は、憲法裁判所への違憲審査請求は重要な政治的対抗手段として議会少数派の野党議員によって利用され、違憲判決の数も多くなった（今泉 2008, 93-96）。

憲法裁判所は、2006 年クーデターにつながる政治的混乱のなかでも重要な役割を果たした。2001 年のタックシン資産隠蔽事件や 2006 年のタックシン株不正売却事件における判決は、首相寄りだとして憲法裁判所は強い批判にさらされ、その後の反タックシン運動の流れを作る要因のひとつとなってしまった。一方、2006 年 4 月の総選挙の有効性をめぐっては、国王の意向を受ける形で下した総選挙無効判決が、民主主義の行き詰まりとクーデターの発生へとつながっていった。その後も、憲法裁判所はタックシン系政党の解党を決定する判決を下すなど、タイにおける民主主義の後退において（皮肉にも）重要な役割を果たしている。

ここで留意しておかなければならないことは、タイにおいては国民主権が憲法で謳われつつも、それを行使するのは国王であるという点である。司法権も、もちろんその例外ではなく、訴訟の審理や裁判の遂行は裁判所の権限であるが、憲法および法律にしたがいつつ、「国王の名において」これを行使するものと規定されている（今泉 2002, 94）。2006 年以降の政治的混乱と王室が密接に関わっているのと同様、タイの「国王陛下を元首とする民主主義」（玉田 2008, 5-6）においては、憲法裁判所の機能や役割も（修飾語のない）「民

主義」の下におけるものとは異なるものにならざるをえない。

表 2 タイの憲法裁判所の活動(1998～2006年)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
具体的審査(憲法第264条)	6	9	9	12	19	17	16	25	9
抽象的審査	2	4	5	2	2	5	2	2	2
その他の審査	6	10	17	6	12	14	11	3	5
政党法上の事件	1	4	5	18	19	12	11	10	4
合計	15	27	36	38	52	48	40	40	14

(出所)今泉(2008, 86)から筆者作成。

4. マレーシア

マレーシアは、植民地宗主国イギリスの司法制度を受け継いでおり、管轄権について事物・訴額などに制限のある下位裁判所（セッションズ裁判所、マジストレート裁判所など）と一般的な管轄権をもつ上位裁判所（連邦裁判所、控訴院、高等法院）に分けられる（中村 2002, 168）。終審裁判所は、1985 年から 1994 年まで最高裁判所と呼ばれていた「マレーシア連邦裁判所」である。連邦裁判所は、連邦裁判所の首席裁判官、控訴院長官、高等法院首席裁判官 2 人と連邦裁判所裁判官 4 人の合計 8 人から構成されている。

上位裁判所の裁判官の任命は、首相の助言にもとづき州王会議に諮問された後、国王によっておこなわれる。また、裁判官の身分や給与の保障、裁判官の行為の独立性⁷、裁判官の罷免手続き⁸などの点で司法府の独立性を保障するための規定が憲法におかれている。

マレーシアにおける裁判所は、憲法上明記されているわけではないが、違憲審査をおこなう権限を有している。その違憲審査には、具体的な事件に関係なく法令の違憲性を直接判断する抽象的違憲審査と、具体的な事件のなかで示される憲法判断である付随的違憲審査の両方が含まれている。前者については、憲法問題に関して国王に助言することが裁判所の任務として憲法のなかで規定されることから、裁判所には付随的違憲審査権が付与されていると解釈される。また、裁判所は、人権規定や国家機関の間の権限配分に関する問題や、連邦と州の間の権力関係に関する憲法判断もおこなうことができる。マレーシア法では、これらの憲法問題に関して判断を下すことを「違憲審査」(constitutional review)、「憲法解釈」(constitutional interpretation) という。一方、マレーシアの司法制度では、下位裁判所や行政機関の決定を監督・審査する権限が上位裁判所に付与されており、それを「司法審査」(judicial review) を呼んでいる（中村 2002, 181-186）。

ただし、マレーシアの法曹界においては、議会主権を大原則とするイギリスの影響が大

⁷ 上位裁判所裁判官の行為は、上下両院の 4 分の 1 以上の賛成がないかぎり議会で審議されることはなく、州議会ではそれを審議することはできない。

⁸ 上位裁判所裁判官は、倫理規定違反や心身障害の事由でのみ罷免の対象となり、弾劾裁判での勧告を経ないかぎり罷免されない。

きいため、法解釈は法文の解釈を厳格におこなう文理主義が主流となっており、リベラルな解釈があまりおこなわれない傾向にある（中村 2002, 184）。また、司法府は、執政府の決定に対しても比較的近い立場をとることが多い（Harding 1990, 71-72）。

治安を維持するためには国民の自由権を制限するための立法をおこなえるという規定が憲法におかれていることも、国民の権利保護、少数者の保護を図ることを目的とする司法の役割を限定的なものにしている。さらに、執政府と立法府においては、UMNO・MCA・MIC からなる政党連合が常に支配的な地位にあり、下院では、独立から 2008 年まで、憲法改正に必要な 3 分の 2 以上の議席を確保していた。そのため、憲法が与党の思惑を反映して頻繁に改正されるなど、憲法体制自体が不安定であったことも司法府の独立性にとって足かせとなっていた（金子 2009, 152-153）。

このように、司法府の独立性を制約するような要因が存在するものの、マレーシアの司法府は、制度的にはその独立性を確保されており、実際にも執政府からの自律性を維持してきた⁹。しかし、1981 年にマハティール政権が成立すると、強権的な手法で開発を押し進めようとする執政府と、その反対勢力が異議申立の場として重視した司法府の対立が目立つようになる。1988 年には、マハティール首相と対立した最高裁判所首席裁判官と 2 人の最高裁判所裁判官が弾劾されるという事態が発生した（金子 2009, 156-170）。「司法の危機」と呼ばれるこの出来事の後、マレーシアの司法府は執政府に対する独立性を喪失していった（金子 2009, 171）。1997 年のアジア通貨危機への対応に関してマハティール首相と対立したアンワル副首相が政界から追放された事件では、司法府は常に政権寄りの立場をとり続けた。

第 3 節 東南アジア諸国の執政制度・司法制度に関する研究動向

ここまで東南アジア諸国における執政制度と司法制度を概観してきたが、本節ではこれから諸国の政治制度を分析対象としている比較研究を中心に、既存の研究をレビューする。ただし、東南アジア諸国に関する比較制度分析はまだ端緒についたばかりであり、今後は比較政治学の知見を生かしながら新たな研究が発展していくことが望まれる。とくに、司法制度に関する政治学的分析は、東南アジアについてもほとんど着手されておらず、アジア各国で憲法裁判所などの新しい裁判制度が設立されている事象を「司法化の進行」として分析している Harding and Nicholson（2010）がほぼ唯一の比較研究である。そのため、本節では、執政制度に関する研究に焦点を絞ってレビューする。

⁹ 金子（2009, 153-156）は、独立からマハティール政権成立までのあいだ司法の独立性がある程度維持されていた理由として、教育、民族的出自、ネットワーク、思想などの面でエリート集団の凝集性が高かったことをあげている。また、Khoo（1999, 208-215）は、マレーシア法曹界に伝統的な文理主義的法解釈や司法観が、司法府による政治への介入を防ぎ、その独立性を確保させてきたと指摘している。

東南アジア諸国の執政制度に関する比較分析は、この地域で民主化が進行したことをきっかけに始められた。まず、ここでは、執政制度自体に焦点を当てた分析を取り上げる。

東南アジアを含むアジア太平洋地域の執政制度を最も包括的に、かつ理論的な含意に配慮しながら分析した研究が Reilly (2006) である。この研究は、アジア太平洋地域の 14 カ国を対象として、権力分有の制度としての執政府の形成を比較分析している。まず、Reilly は、「大統領制の方が議院内閣制に比べて民主主義体制の崩壊につながりやすい」というリンス (Linz and Valenzuela, 1994) が提起した議論に沿って、アジア太平洋地域における政治制度と政治的な安定性の関係を分析している。それによると、同地域では議院内閣制も大統領制も内閣の持続期間は同じであり、制度の違いと内閣の持続期間の間に相関関係はないことが明らかにされた。ただし、制度の違いにかかわらず、各国では内閣の安定性を高めようと政治改革がおこなわれ、ほぼその意図どおりに内閣の持続期間が延びる傾向にあるという。

次に、アジア太平洋地域諸国が高い社会的多様性を抱えるなかで、どのように政治制度を構築しているのかが比較分析されている。Reilly は、まず内閣のサイズに注目した。マレーシア、タイ、インドネシアといった国では、多様な社会集団を取り込むと同時に、連立に参加した政党が裏切る可能性があることに対する緩衝とするために「過剰代表型内閣」(oversized cabinets) が形成されている。次に、民主化直後のインドネシアのように、体制移行期には「大連立型内閣」(grand coalitions) が形成された。そして、一党優位制のシンガポールやアメリカ型の大統領制を採用しているフィリピンでは、「最小勝利型内閣」(minimal winning cabinets) が形成されている。ただし、シンガポールでは、マレー系とインド系を代表する政治家が入閣して社会の多様性を反映する工夫がなされている。フィリピンでも、地域代表や少数派宗教の代表が入閣して少数派を取り組む工夫がなされているうえ、そもそもフィリピンの政党システムは強固なものではなく、頻繁に議員の党籍変更がなされることで政治的利益を享受できるグループが偏在しないようにされている。

この内閣のサイズと各国の有効議会政党数を組み合わせて権力の分有度を測定してみると、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、シンガポールという順で分有度が低くなり、社会の多様性の度合いと分有度がほぼ一致する。ただし、権力分有の度合いが高いほど内閣の持続期間は短くなる傾向にあり、政治的な安定性と権力の分有のバランスという難しい課題に各国が直面していることが示されている。

次に、東アジアと東南アジアの執政制度を比較した Blondel (2006) は、執政制度の選択の起源は植民地宗主国の制度遺産であると主張する¹⁰。また、一度選択された執政制度は、

¹⁰ 植民地化を逃れたタイの場合は、立憲君主制を採用する必要があったために議院内閣制が選択されたとした。なお、同論文では、インドネシアでは当初議院内閣制が採用されたとされているが、厳密にはこれは誤りである。独立宣言後に発布された 1945 年憲法は大統領制を採用した。ただし、その後のオランダとの独立戦争遂行という政治的な混乱のなかで、政治闘争に

(インドネシアを例外として) 政治体制が変更されても維持されているのが特徴であった。また、アジア諸国における執政制度は、政治指導者への依存が非常に大きい点が共通点であるとされている。

粕谷編 (2010) は、これまでラテン・アメリカ諸国や中東欧諸国を対象に分析されてきた大統領制の比較研究をアジア諸国を対象にしておこなった初めての研究である。粕谷は、大統領の立法権限と党派的権力という 2 つの指標を使って、大統領が自らの政策課題を立法化できる程度という観点からアジアの大統領制を比較した。東南アジア諸国ではフィリピンとインドネシアが大統領制を採用しているが、粕谷の比較分析によると、フィリピンの大統領が、立法権限が強いうえに党派的権力も中程度から強い部類に分類され、比較的「強い」大統領だと評価されるのに対して、インドネシアの大統領は、党派的権力は比較的強いが立法権限が弱く、アジアのなかでは「弱い」大統領に分類されるとした。

以上のような執政制度に着目した研究とは別に、1997 年から 1998 年にかけてアジア通貨危機がこの地域を襲ったことをきっかけに、共通の国際的変動に対する各国の対応の違いを政治制度から説明しようとする研究もあらわれた。

MacIntyre (1999; 2001) は、アジア通貨危機に対するタイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア各国政府の対応の違いを拒否権プレーヤーの数と政策対応の関係から分析している。アジア通貨危機が発生した時の各国の拒否権プレーヤーは、タイが下院と連立政党で 6 以上、フィリピンが大統領、上院、下院、最高裁の 4、マレーシアが国民戦線 (BN) の 1、インドネシアがスハルト大統領の 1 であった。そのうえで MacIntyre は、拒否権プレーヤーの多寡が通貨危機への対応にどのように結びつくかを次のように説明している。まず、拒否権プレーヤーが少ない場合、権力者の判断で政策が大きく変動するリスクが大きいため、投資家による逃避行動が引き起こされ、それが経済危機を引き起こすと考えられる。次に、拒否権プレーヤーが多い場合、逆に経済変動に対して機動的に政策対応することが難しくなるため、この場合も投資家による逃避行動が引き起こされ、それが経済危機を引き起こすと考えられる。最後に、拒否権プレーヤーの数が中程度の場合、適切な政策対応がなされるため、投資家による逃避行動が発生することなく、経済危機が回避される。第 1 のパターンはマレーシアとインドネシアに、第 2 のパターンはタイに、そして第 3 のパターンはフィリピンに、それぞれ当てはまるというのが MacIntyre の主張である。

次に、アジア通貨危機がその後の政治改革の行方にどのような影響を及ぼしたかを分析している Hicken (2008) の研究を見てみる。Hicken によると、深刻な経済危機を経験したタイでは、憲政改革の必要性が認識されると同時に、企業家が政治の舞台に参入するようになり、タックシン首相の登場とタイラックタイ党による単独安定政権の樹立につながっ

負けたスカルノ大統領の権限は骨抜きにされ、実質的には議院内閣制といえる内閣が政権運営を担当した。純粋な議院内閣制が採用されるようになったのは、オランダからの独立を勝ち取った後、1950 年暫定憲法が施行された約 9 年間だけである。

ていった。ただし、これも 2006 年のクーデターによってタクシン以前の政治に後戻りする可能性がある。一方、経済危機を回避したフィリピンにおいては、危機を回避したことによって、かえって政治・経済改革のモメンタムを失ってしまったとしている。

一方、インドネシアとマレーシアを比較分析した Pepinsky (2008) は、アジア通貨危機後の政治改革とマクロ経済の脆弱性の関係を指摘する。インドネシアでは、通貨危機を契機に大規模な政治変動が発生した。その結果、インドネシアは全面的に政治制度を改革する必要に迫られ、結果として経済回復が遅れてしまう。これに対して、マレーシアでは、マハティール首相が経済政策をめぐる対立したアンワル副首相を政治の舞台から追放して、基本的な政治制度を維持することに成功した。その結果、政治的な安定性が保たれ、経済も急速に回復したという。

MacIntyre (2003) も、アジア通貨危機に対する東南アジア各国政府の対応の違いと、危機後の制度改革の違いを比較分析している。タイでは、1997 年憲法の制定を通じた憲政改革の結果、拒否権プレーヤーが改革前の 6 から 2~3 に減少した。フィリピンでは、議院内閣制への移行や大統領の任期を変更するなどの政治制度改革案が議論されたが、結局は改革には至らず、政治制度は維持された。マレーシアも同様に、危機前から続く政治制度を維持している。インドネシアは、全面的な制度改革を実施したが、タイとは逆に、その結果として拒否権プレーヤーが 1 から 3~4 へと増えることになった。つまり、東南アジア諸国における拒否権プレーヤーの数は、危機前には最小のインドネシアから、マレーシア、フィリピン、タイの順で増えていったのに対して、危機後には最小のマレーシア、タイ、フィリピン、インドネシアの順で増えるというふうに変化したという。

以上が東南アジア諸国における執政制度を比較分析した主要な業績である。しかし、いずれも比較政治学における制度論の議論との連関を十分に意識しているとは言い難い。また、各国の記述においては誤りが散見される場合もあり、比較政治学の観点からも地域研究の観点からも中途半端な分析に終わっているものが多い。これらの比較分析はようやく始まったばかりであり、今後は比較政治学の分析ツールを正しく援用しつつ、地域研究でえられた知見と組み合わせることで、東南アジア政治をよりよく理解するための研究が進められる必要があるだろう。

むすび

本章では、東南アジア諸国における執政制度と司法制度を概観したうえで、執政制度を比較分析している既存研究をレビューした。各国の執政制度については、徐々に研究が蓄積されてきているが、司法制度については、政治学的研究の対象としてようやく研究が着手されたところであり、今後の研究蓄積が待たれる。さらに、東南アジア諸国を対象とした比較分析についても、制度の記述的分析がなされるようにはなったが、理論的な含意ま

で射程に入れた研究を進めるまでには至っていない。東南アジアにおける執政制度および司法制度の研究は、これからまさに本格的に取り組まなければならない分野である。

最後に、東南アジア諸国の執政制度と司法制度を比較するにあたって重要だと思われる分析視角を指摘して、今後の研究の方向性に関する私見を提示しておく。比較政治学における執政制度の分析には、執政制度と民主主義の安定性を問う研究と、議院内閣制と大統領制それぞれの執政制度における多様性、とくにリーダーシップの発揮の仕方の違いを問う研究の2つが大きな流れとしてある。しかし、東南アジアの執政制度を比較するにあたっては、この2つの研究の方向性からはそれほど興味ある知見が引き出されるようには思われない。むしろ、第3節で紹介した MacIntyre による拒否権プレーヤーの枠組みを援用した分析のように、執政制度および執政府と立法府の関係が政策決定過程に与える影響を比較分析することの方が、東南アジア諸国の共通点と相違点を浮き彫りにできるのではないだろうか。一方、司法制度の分析においては、司法の独立性と違憲審査権が政治過程に与える影響が主要なトピックになると思われる。

参考文献

<日本語文献>

- 今泉慎也. (2002). 「タイの裁判制度改革の現状と課題」 (小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、91-128 ページ)。
- . (2003). 「タイの憲法裁判制度の展開と現状」 (作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較——』アジア経済研究所、203-242 ページ)。
- . (2008). 「裁判制度改革——タイ政治の司法化とその限界——」 (玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革 1991～2006 年』アジア経済研究所、67-116 ページ)。
- . (2009). 「タイの議会制度の特徴と立法の推移」 (今泉慎也編『タイの立法過程とその変容』アジア経済研究所、1-20 ページ)。
- 岩崎育夫. (1998). 「マレーシア——近代化の道を歩む複合社会——」 (佐藤宏・岩崎育夫編『アジア政治読本』東洋経済新報社、135-150 ページ)。
- . (1998). 「シンガポール——人民行動党の長期支配構造——」 (佐藤宏・岩崎育夫編『アジア政治読本』東洋経済新報社、119-134 ページ)。
- 内田晴子. (2003). 「民主化後のフィリピンにおける司法審査制度」 (作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較——』アジア経済研究所、167-202 ページ)。
- 粕谷祐子. (2010). 「アジアにおける大統領・議会関係の分析枠組み——憲法権限と党派権力を中心に——」 (粕谷祐子編『アジアにおける大統領の比較政治学——憲法構造と政党政治からのアプローチ——』ミネルヴァ書房、1-37 ページ)。
- 編. (2010). 『アジアにおける大統領の比較政治学——憲法構造と政党政治からのアプローチ——』ミネルヴァ書房。
- 金子芳樹. (2009). 「マレーシアの開発体制と司法——1988 年の「司法の危機」とその影響——」 (山本信人編『東南アジアからの問いかけ』慶應義塾大学出版会、149-181 ページ)。
- 川中豪. (2010). 「フィリピンの大統領制——大統領と議会のバーゲニングとその政策帰結への影響——」 (粕谷祐子編『アジアにおける大統領の比較政治学——憲法構造と政党政治からのアプローチ——』ミネルヴァ書房、61-81 ページ)。
- 川村晃一. (2010). 「インドネシアの大統領制——合議・全員一致原則と連立政権による制約——」 (粕谷祐子編『アジアにおける大統領の比較政治学——憲法構造と政党政治からのアプローチ——』ミネルヴァ書房、135-175 ページ)。
- ・佐藤百合. (2007). 「2006 年のインドネシア——安定のなかの停滞——」 (『アジア動向年報』アジア経済研究所、389-418 ページ)。

- ・東方孝之. (2010). 「2009 年のインドネシア——ユドヨノ第 2 期政権の誕生と試練——」(『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、359-388 ページ)。
- 佐藤考一「2009 年のシンガポール——未曾有の経済危機と海賊・テロの脅威に立ち向かうシンガポール——」(『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、336-359 ページ)。
- ジョヴァンニ・サルトリ. (2000). 『比較政治学——構造・動機・結果——』早稲田大学出版部。
- 重富真一「2009 年のタイ——攻守交代で続く政治対立と社会に漂う不安感——」(『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、2010 年、253-280 ページ)。
- 鈴木有理佳. (2010). 「2009 年のフィリピン——総選挙に向けて動く——」(『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、281-308 ページ)。
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史. (2008). 『比較政治制度論』有斐閣。
- 玉田芳史. (2008). 「政治・行政——変革の時代を鳥瞰する——」(玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革 1991～2006 年』アジア経済研究所、3-31 ページ)。
- . (2010). 「タイにおける選挙をめぐる攻防——民主化と脱民主化——」(吉川洋子編『民主化過程の選挙——地域研究から見た政党・候補者・有権者——』行路社、223-244 ページ)。
- 知花いずみ. (2005). 「司法の役割——民主主義と経済改革のはざまで——」(川中豪編『ポスト・エドサ期のフィリピン』アジア経済研究所、131-165 ページ)。
- 中村正志. (2010). 「2009 年のマレーシア——首相交代で与党の世代交代が進む——」(『アジア動向年報 2010』アジア経済研究所、209-334 ページ)。
- 中村良隆. (2002). 「マレーシアの裁判制度」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、163-200 ページ)。
- 船津鶴代「2005 年のタイ——2 期目のタクシン政権 勝利から一転、不安定化する政局——」(『アジア動向年報 2006』アジア経済研究所、2006 年、284-310 ページ)。
- 村山史世. (2003). 「フィリピン大統領弾劾にみる政治と法」(作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較——』アジア経済研究所、99-128 ページ)。

<外国語文献>

- Blondel, Jean. (2006). "The National Executives in East and Southeast Asia." In *Democratisation, Governance and Regionalism in East and Southeast Asia: A Comparative Study*, ed. Ian Marsh. London: Routledge, p. 89-122.
- Elgie, Robert. (2005). "A Fresh Look at Semipresidentialism: Variations on a Theme," *Journal of Democracy*, 16 (3): 98-112.

- Harding, A. J. (1990). "The 1988 Constitutional Crisis in Malaysia." *The International and Comparative Law Quarterly* 39(1): 57-81.
- Harding, Andrew, and Penelope (Pip) Nicholson, eds. (2010). *New Courts in Asia*. London: Routledge.
- Hicken, Allen. (2008). "Politics of Economic Recovery in Thailand and the Philippines." In *Crisis as Catalyst: Asia's Dynamic Political Economy*, eds. Andrew MacIntyre, T J Pempel, and John Ravenhill. Ithaca, NY: Cornell University Press, p. 206-230.
- Khoo, Boo Teik. (1999). "Between Law and Politics: The Malaysian Judiciary since Independence." In *Law, Capitalism and Power in Asia: The Rule of Law and Legal Institutions*, ed. Kanishka Jayasuriya. London: Routledge, p. 205-232.
- Linz, Juan and Arturo Valenzuela. (1994). *The Failure of Presidential Democracy*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- MacIntyre, Andrew. (1999). "Political Institutions and the Economic Crisis in Thailand and Indonesia." In *The Politics of the Asian Economic Crisis*, ed. T J Pempel. Ithaca, NY: Cornell University Press, p. 143-162.
- , (2001). "Institutions and Investors: The Politics of the Economic Crisis in Southeast Asia." *International Organization* 55(1): 81-122.
- , (2003). *The Power of Institutions: Political Architecture and Governance*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Mahkamah Konstitusi Republik Indonesia. (2008). *Enam Tahun Mengawal Konstitusi dan Demokrasi: Gambaran Singkat Pelaksanaan Tugas Mahkamah Konstitusi, 2003-2009*. [憲法と民主主義を先導した 6 年 : 憲法裁判所の権能実施の要約、2003～2009 年] Jakarta: Sekretariat Jenderal dan Kepaniteraan Mahkamah Konstitusi.
- Pepinsky, Thomas B. (2008). "Capital Mobility and Coalitional Politics: Authoritarian Regimes and Economic Adjustment in Southeast Asia." *World Politics* 60(3): 438-474.
- Reilly, Benjamin. (2006). *Democracy and Diversity: Political Engineering in the Asia-Pacific*. Oxford: Oxford University Press.
- Shugart, Matthew Soberg. (2006). "Comparative Executive-Legislative Relations." In *The Oxford Handbook of Political Institutions*, eds. R A W Rhodes, Sarah A Binder, and Bert A Rockman. New York: Oxford University Press, p. 344-454.
- and Stephan Haggard. (2001). "Institutions and Public Policy in Presidential Systems." In *Presidents, Parliaments, and Policy*, eds. Stephan Haggard and Mathew D McCubbins. New York: Cambridge University Press.